

令和6年能登半島地震被災者支援等の寄附金の受付を開始します

令和6年能登半島地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。川崎市では、被災された皆様の支援のため、令和6年1月9日（火）から次のとおり寄附金を受け付けています。

1 寄附方法

(1) クレジットカードによる支援

以下のサイトから、寄附メニュー「【緊急支援】令和6年能登半島地震の被災者支援」を指定の上、寄附をいただいた場合、個人住民税と所得税の寄附金控除を受けることができます。

<URL> <https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000157299.html>

(2) 川崎市指定の受付協力金融機関口座 <開設準備中>

口座振込にて寄附をいただいた場合、以下のとおりの税制優遇を受けることができます。

- ・個人 個人住民税と所得税の寄附金控除
- ・法人 寄附金相当額を全額損金算入

※ 口座の開設が完了しましたら、改めてお知らせいたします。

2 使い道

いただいた寄附につきましては、全額を被災者支援等に活用します。

【問合せ】
川崎市財政局財政部資金課 大島
電話 044-200-3744